

○委員長（吉田敏郎）

はじめに先程まちづくり部での星野委員の質疑の中で、産業振興課の答弁に誤りがございましたので、産業振興課長に発言を許可します。

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

申しわけございません。予算書の68、69ページの中で説明欄右の開成町ブランド創出事業費の中で、報償費について、私のほうがブランド認定の審査会の回数の減によるものだと答弁しましたが、正しくは開成町の焼酎弥一郎商標事務、これの減によるものです。おわびして訂正いたします。

○委員長（吉田敏郎）

それでは一般会計予算のうちこれまでの質疑で漏れとなってしまった項目について質疑を行います。質疑をどうぞ。

9番、井上委員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。

予算書は64、65ページ、説明資料は62、63ページのところで、新エネルギー導入促進事業で60万円、内容はゼロエネルギーハウス導入補助金となっております。説明書では、20万が3件ということでございます。昨年平成29年度は、40万円だったところが、20万円、1件分増えているような数字になりますけれども、これは国ではなくて町の考え方でというようなものがあって、その後に私が具体的に質問するときにはしなかったので、ここで質問させていただくわけなのですけれども、これは内容的には、ゼロエネルギーハウス導入の補助金というのは、新築を対象としているものなのか、あるいは既存の家を改修するにも該当しているものなのか、その辺のところ説明をお願いいたします。

○委員長（吉田敏郎）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは御質問にお答えをさせていただきます。

今の新築、改築どちらに補助金がつくのかという御質問になりますけれども、これにつきましては、国補助金も、県の補助金も、新築、改築ともに補助金が交付されるということでございますので、町も同じような形で、改築部分につきましても、補助金の交付をできるという形になっております。

○委員長（吉田敏郎）

井上委員。

○9番（井上三史）

分かりました。

ではその家を建て直す、あるいは建てるという、このゼロエネルギーというのはあれですか。屋根の上に載せるソーラーパネルを対象としているのでしょうか。それ以外

には何か対象としては考えられることはあるのでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、御説明させていただきます。

まず、ゼロエネルギーハウスというのは、まず家を建てる時に省エネルギーの形になる家を建てる。そこでエネルギーをなるべく使わないような形で、断熱材を多く使ったりするとか、そういう形でまずエネルギーを少なくして、それに後は創エネルギーと言いまして、今おっしゃいましたように太陽光発電のパネルとかで、あとの辺にはないのですけども、エネファーム、ガスを使って、そこから電気をつくり出すような、そういったもので、エネルギーを創出していただきまして、使うエネルギーが相殺して0になるような家のことをゼロエネルギーハウスと言っておりますので、そういう形のものに対しては補助金を交付できるという形になっております。

以上でございます。

○委員長（吉田敏郎）

井上委員。

○9番（井上三史）

そうしますと、見込みでは3件となっておりますけれども、この3件というのは、何か少ないと思うのですけれども、3件ぐらいしかないのでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

御質問にお答えをさせていただきます。

3件というのは少ないというような形に捉えられるということもございますけれども、まだこの家自体が、それ程普及していないという状況でございまして、今年につきましては、既に2件の申請がございましたけれども、これからそういったハウスメーカーがどんどん推奨して、これから増えていくという予想はされますけれども、まだまだそこまで普及ができていないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（吉田敏郎）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

説明書56、57ページの児童福祉費についてお聞きしたいと思います。子育て支援事業費についてなのですが、説明の内容の中では、病児保育事業を、足柄上郡5町広域事業として実施するというところで、896万6,000円計上がされておるところであります。今回のこの計画については、上郡5町ということ、広域の中で事業を進めていくということでは、大変評価をしているところではあります、この事

業を進めるにあたって、当然、補助をとって行く中で、事前にいろいろな約束事に対して議論がされたとは思いますが、ある町の関係している人からすると、約束事の中に住所地を置くことということについて懸念があるという発言をされている方もいられるのも事実であるという中で、当然これは開成町が発信なので、開成町の木枠を重視した中でやっていくというのも分からないでもないのですが、この5町という枠組みの中でやるのに、今、いろいろな意見が出ていると思うので、そこら辺の約束事を決めるときの経過的なもの、また、そこに対して課題も出ているはずだと思うのですよ。

それを今後どのような計画の中で5町がすり合わせた中で、より良い事業にしていくのかなというところで、内容を御確認したいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

それでは御質問にお答えいたします。

この事業を改めて開催するにあたりまして、住所要件を定めていると、ここに至った経過という御質問だったと思います。これにつきましては、足柄上郡5町の担当者の会議、課長レベルの会議の中で、確かにその議論を経て決めた経過でございます。まず、保育所の利用というところで考えたときには、それぞれの町でも、区域外の、管外のお子さんを受け入れているといった実情があることから、確かに住所要件を問わず、利用できる形にしたほうが良いのではないかと御意見もございました。そこで、開成町の実情を勘案したところ、開成町内にある保育所に通っているお子さんで、町外から来られているという方は、ほとんど小田原市と南足柄市のお子さんになります。小田原市と南足柄市につきましては、従来、病児保育事業をやっておりますので、これについては、開成町のほうでこの事業でフォローしなくても、そもそも受け皿としては用意されているだろうといった状況がございました。

他町についても、ほとんどそういった需要はあまり具体的にはないだろうということを確認しましたので、とりあえず出だしといたしましては、非常に負担金の算出方法等も分かりやすいという面もあるのですが、まずはきちんとお住まいの方に対して、きちんとサービスを提供していこうというところで、初めて以降という結論にいたりしました。

その後、数年やっていく中で、様々な需要ですとか、実態が分かってきた中で、範囲を広げるということも、現時点では否定しているものではなくて、やりながら考えていこうという形でございます。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今、課長答弁は、5町の保育園に預ける対象者のことを言われたのだとは思いますが、その懸念されている発言の中にはDVとか、そういうのでいる、いないはあると思うのですが、要は住所を移転しなかった場合の、その人たちの確保というのは、どこまで担保できるのかというのを懸念していたというのが裏事情の話なのですが、そここのところで一番鍵になるのは、町長の裁量権ではないですが、そこら辺をどのような範囲でつけているのかというのと、これは1町の場合は、単純にうちの賦課徴収というので進めることはできるのですが、ここは広域という町部分で約束事を決めているわけですから、誰がリーダーシップをとって、仮に裁量権をとる場合には、進めていくのかというところで、今後の課題になるとは思うのですが、そこら辺の検討もされたのか。また、そこら辺のフォローをどのような形で事業を確実に進めていくのか。そこら辺、再度お聞きしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

個別具体的な内容につきましては、恐れ入ります。今後、5町で話し合いを持ちながら、決めていこうかなと思います。その中で今、御意見をいただいたようなことも、視野に入れながら、より良い方法を探っていきたいと考えてございます。

なお、イニシアチブをどうやって誰がとっていくんだという部分で申しあげますと、この事業の利用見込み者数ということを実際に勘案していきますと、足柄上郡5町の中で、開成町の人口が伸び、子どもが一番伸びているといった状況、それから、子ども自体も、全体としては、一番多いといった状況がございますので、開成町が実体的にはイニシアチブをとりながら、この事業をリードしていく責任があるのかなと考えてございます。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今後、良い事業になっていくために、良い制度を確立していただきたいとお願いします。

それと質問の中では一問一答なのですが、児童福祉費というくくりの中で、保育所充実事業について、聞きたいと思います。

現状とすれば、新しい保育園ができたという中で、当初定員をいっぱいにするために、他の市、町からも受け入れをしたというのが現実だと思います。

しかしながら、これは1年経って、今年度の募集状況を聞いてみると、やはりいっぱいだという部分で、今後、編入された方も枠をとっておかなければいけないという、ぎりぎりの定員を配置しているというのが現状ではないのかなという部分で、今後

については、町民が基本的に優先という考え方なのか、先程の広域ではないですけども、そこら辺を視野にした中で、幼稚園保育園事業を充実させていくという考え方なのか。初鼻の1年目はしようがないなとは思ったのですけれども、しかしながら、仮に小田原市から入っている児童については、園児については、年少、下の年齢から入ってくると、小学校に上がるまでは、その園にいるという部分もあるわけですから、そこら辺の部分、今後の運営方針というのは、当然、これは相手の保育園というのがあるとは思っているのですけれども、そこら辺の行政との話し合いというものをどういう方針の中で今回予算立てを組みながら計画を実行しようとしているのか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

まず、開成町民の方が保育所に通われる場合、まず最初に思いつくのが、開成町内にある保育所3園と1分園というところで思いつくと思うのですが、実態といたしましては、例えば平成28年度ですと、町内、町外合わせて、29カ所の保育所に現実的には通われているということがございます。したがって、開成町民であっても、お勤めの都合とかで、町外の保育所を御希望されるといった実態も多くあるという状況でございます。

逆もしかりでございます。開成町の保育所に通いたいという町外の方も多くいるというのは実態としてございます。

そういった中で、委員がおっしゃるとおり、開成町も支援して、平成29年度に新しい保育所ができたという状況がございますので、まず、入所の基準といたしましては、開成町民を第一優先ということでこれまでも進めております。さらに申請時点で町外にお住まいであっても、開成町内に転入してくるという御予定がはっきりしている場合には、そちらも町内の方と同様な扱いにさせていただきまして、優先的に入所を進めるといったことで、そこは定住促進というところでは、そこは不可欠かなという考えでやっております。

平成29年度も、待機児童0を達成してございますが、平成30年度4月当初も待機児童は現在のところ0というところでやっております。さらに昨今の状況を見てくれますと、年度中に、30人から40人のお子さんを受け入れていると、実態がございますので、そこは町内の保育所とも、そのぐらいの余力は、必ず確保してくれというお願いのもとで進めておりますので、引き続き待機児童が発生しないように、我が身をきしていきたいと思っております。

○委員長（吉田敏郎）

湯川委員。

○3番（湯川洋治）

3番、湯川でございます。同じページの小児医療費助成事業について伺います。

中学3年生まで拡充ということで、9月からやられるわけで、大変良かったなと思っ
てはいるのですけれども、これを開成町は所得制限がありますので、所得制限を設
けないという考え方は検討されたのでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

小児医療費助成事業の拡充にあたりまして、所得制限を設けるか、設けないかとい
うことでの検討は、これまでも進めてまいりました。これにつきましては、開成町町
民は全体的に所得水準が高いといったような実態もございますけれども、やはりサー
ビスを提供する側としても、受ける側としても、応分の御負担を高所得者の方には、
所得に応じた応分の御負担していただくべきだろうという判断にいたりまして、所得
制限は導入をさせていただいております。

○委員長（吉田敏郎）

湯川委員。

○3番（湯川洋治）

町長の当初予算趣旨説明で、これの中の未来を担う子どもたちを育む町の中の大き
な一つの柱として、小児医療の云々を入れているわけですが、これだと私、町長
はよく言われるのですけれど、ほかの町と同じような考え方ではないよということ
をよく存じていますけれども、いわゆる大きな柱としては、ちょっと柱が細いのでは
ないか。ここで取得制限を設けないということで大きく発表していただくと、非常
に私はありがたかったかなと。9月からやるのですけれど、ぜひこれは来年に向け
て、また検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

答弁はよろしいですか。ほかにございますか。

星野委員。

○10番（星野洋一）

10番、星野です。

説明書34、35ページ、総務費雑入の中の静岡県環境資源協会二酸化炭素排出抑
制対策事業費等補助金というところでちょっと説明をお願いしたのが、これはZEB
に対して、新庁舎が導入する高性能設備機器に対する補助金ということですが、こ
れは国ではなくて、静岡県ということになっておりますが、これについて、もう少し詳
細なことを教えていただけますか。

○委員長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをしたいと思います。

原資は国費でございまして、環境省の所管事業ということになってございます。環境省が直接補助金を出すということを経ずに、私どものような公の施設ビルを建てる場合には、こちらの静岡県環境資源協会に御事業を委任してございます。したがって、補助金としては国庫補助金ではなくて、雑入受けという形の中で、ここで歳入を見込むということでございます。

○委員長（吉田敏郎）

星野委員。

○10番（星野洋一）

環境省の委任ということですか。基本的には、これはかなり3,000万円、大きなものなのですが、現時点では、ここは4次まで募集が終わっていて、次は5次になるのだと思うのですけれども、これは予定としてはどのくらいのことを考えておりますでしょうか。技術的なものですかね。

○委員長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをさせていただきたいと思います。

今、星野委員がおっしゃった、4次、5次というのは、平成29年度の事業においての、4次、5次ということでございますので、平成30年度において、まだこれから公募要項等が発表されますけれども、もし1次の時点で、いわゆる原資となる国費が底を突けば、その時点で募集は締め切られるとお考えをしております。開成町につきましては、そういうことの内容に、第1次、恐らく4月下旬から5月初旬にかけて申請時期になると思われまますので、その時点ではやめに申請をして、採択をしていただくということで、こちら辺につきましては先般お話し申しあげましたように、既に環境省の担当部局とは連携を密にさせていただいて開成町の考えていることというのをお伝えして、その方向で進めてくださいということで一定の御理解を頂戴しているところでございますので、これから事業にしっかりと取り組んでまいれば良いのかなと思っております。

対象となりますのは、初年度は、主にいわゆる基礎工事に伴います水蓄熱設備あるいは熱交換設備とか、それから、基礎に関わる部分ということで、7月着工ということになりますと、実は平成30年度というのは、本来この補助金の対象となりますのはサッシであるとか、それ以外の空調設備そのものの補助はあるのですけれども、最初の平成30年度につきましては、そこまで事業が進捗してございませんので、金額としてはこちらにある3,000万円程度ということで、平成31年度が本格的にこの補助金についてもしっかり申請をしていきたいと考えているところでございます。

○10番（星野洋一）

そちらのほうと、密に連絡をとりながらということですので、平成30年度はサッシではなくて、変電とか、その他諸々、平成31年以降、いろいろもっとあるということですので、できるだけ多く補助金を獲得していただいて、生かしていただきたい

と思います。よろしく願いいたします。

○委員長（吉田敏郎）

前田委員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

説明書は42、43ページ、本書は35ページの下段の部分になります。庁舎管理事業費の中の1枠につきまして、詳細にお尋ねをいたします。

本書でございます、清掃業務等委託料が、昨年度比と比べまして20万6,000円の減の計上がなされているわけでございますが、この辺、どういう理由で、この減がなされたのか。例えば、清掃業務の委託先が変わった等々、何らかの要因があったのかどうか、その辺お尋ねします。

○委員長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをさせていただきます。

庁舎に関しては、ただいまの一つ前の質問にもありましたように、新庁舎建設というものが目前に迫ってございますので、一番大きいのは床清掃、これまでいわゆるワックスがけ、剥離剤をしまして、それから、ワックスをかけるという作業をしておりましたけれども、実は数年前からも大分床面が傷んでおりまして、剥離剤を使いますと、リノリウムの一つ一つのパネルみたいなのがはまっているのですが、浮いてしまって、はがれてしまうということで、大分老朽化をしているということで、その辺から少しずつ業務内容を見直しまして、基本的には、通常のコスト削減と我々職員で清掃するというところで、大規模な床の磨くという作業を省いたと言いましょか、節約したと言いましょかという形になりましたので、そういう意味では、これまでよりは清掃費については、委託する部分が減ったということで、決して清掃しないことではなくて、手前どもでさせていただくということで考えております。

○委員長（吉田敏郎）

前田委員。

○4番（前田せつよ）

プール解体工事が行われて、ほこりが立たないようにという形で、詳細な手だてを打ちながらされている作業もございしますが、普段とはまた別のごみですとか、いろいろなものが出るように思いますので、またその点をよろしく、また、作業が職員に負担がかかるということがあまりにもない形で進めていただければと存じます。

○委員長（吉田敏郎）

菊川委員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。子育て支援について質問いたします。

予算書58、59ページです。2目の児童措置費、説明欄ではちょうど中段になり

ます。要保護児童対策事業費であります。ここで賃金が14万4,000円、報償費が2万2,000円、トータルで16万6,000円という金額になっております。金額的には決して大きな金額ではないのですが、項目として非常に重要な項目かなと思いますので質問させていただきます。説明資料では57ページの一番下になります。

ここでは児童虐待の防止、早期発見のため、関係機関で構成する要保護対策地域協議会を運営し、協議会開催の報償費云々と書いてあります。

ここで質問したいのですが、報道等で御案内のように、虐待に関しては親、あるいはその他においても、隠蔽する傾向にあるわけですね。それが一旦表面化すると、非常に重大な問題となって上がってまいります。今回のここで予定されております要保護対策地域協議会を運営するということではありますが、実際、この運営協議会の中でどういったことを協議されて、事前に早期の発見のための運営協議会ということでもありますので、事例としてどういう事例が今まであったのかについてまずお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

要保護児童対策地域協議会の件でございますが、これについては法律の中で、調査員の設置が義務付けられているものでございます。構成メンバーとしては、町の関係機関、それから、県の関係機関、それから保育所、幼稚園等の教育機関の代表者で構成しているものでございます。構成する会議の種類といたしましては、代表者会議と実務者会議、大きくこの二つに分けてございます。

代表者会議におきましては、それぞれの申しあげた関係機関の代表者を構成としておりまして、内容としては昨今の要保護児童を取り巻く事例ですとか、動向、こちらをテーマにしながら日頃からこうどういったことに目を配ったら良いのかとか、そういったことを主眼として、研修等も含めて会議を開催させていただいております。

一方で実務者会議につきましては、個別具体的なケースが常に20件から30件程度のケースを登録して、見守り及び支援を続けているといった状況がございます。これについて実務者レベルでしっかりと状況を把握して、必要な対策をその場で話し合っ

て進めていくということは役割でございます。

ちょっと御質問の趣旨が、個別具体のケースという部分では、ちょっとプライバシーの部分もございますので、ちょっとここでは控えさせていただければなと思います。

○委員長（吉田敏郎）

菊川委員。

○6番（菊川敬人）

今、20件から30件ということの答弁ございました。以前はもっと数字は少なかったかなと思うのですが、これは全国的に非常に件数が上がってきている傾向にあるかと思えます。そんな中で、協議会の中で早期に発見して、それで芽を潰していこ

うということで、非常にこれは重要なことだと思います。

表面化する事案そのものが、なかなか我々の耳に入っていないのですけれども、そこに至るまでに解決しているということでもよろしいでしょうか。それとも、実際には起きているけれどもということも、そういう事例もあるのでしょうか。それとあと、この協議会そのものが定期的に行われるものなのか、そのところもちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

先程申しあげた代表者会議につきましては、年1回程度のレベルでやってございますが、実務者会議においては定期的に行うとともに、必要に応じてこれは早急に対策が必要だろうという判断があった場合には、随時開催をしているといった状況でございます。

なかなか表面化してこないというところでございますが、それぞれの事案については、非常に複雑な状況になってございます。少し具体的に申しあげますと、そもそも御家庭に育児能力がちょっとないといった状況ですとか、なかなか配偶者、それから旦那さん、それぞれがちょっと障がいを抱えていて、そもそも育児が無理なのではないかとか、お子さんそのものに課題があるのではないかとか、いろいろな様々なケースが、一つではなくて、複合的にまじりあっているといったような状況がほとんどのケースでございます。

したがって、問題が発覚した時に、これをやればすぐ特効薬で、その状況がなくなるといったケースはまずはないです。やはり長い時間をかけながら、それぞれの意識を変えるということも含めながら、時間をかけてじっくりと取り組んでいくといったような状況でございます。

○委員長（吉田敏郎）

菊川委員。

○6番（菊川敬人）

大変な作業とは理解します。予算的には16万6,000円ということで少ないのですが、人の生命がかかわることだと思いますので、担当になられた方は非常に御苦労されると思いますが、もう一つ、この対象者の年齢は何歳までとなっているのでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えいたします。

具体的に何歳だから対象で、何歳だから対象ではないということは、町としては定めてございませんが、一つ目安としては、児童福祉法の範囲の中の仕事ですので、年齢

としては18歳以下ということで考えてはございます。

すみません。それからもう一つ、最近の傾向といたしまして、児童福祉法が平成28年度に改正をされまして、児童虐待等に対する、県と市町村の役割というのが、大きく変化をしてございます。具体的に申しあげますと、児童相談所の役割が、重篤なものだけに特化されると。それまで児童相談所で扱っていた案件で、重篤でないものは、市町村で基本的には扱うという流れになっておりまして、そういった関係もあって、なかなか神奈川県が今まで扱っていたものも扱ってくれなということが、変化が起きているという状況です。

町といたしましては、それに対応するため、子ども・子育て支援室の中で、この2月から社会福祉士を2名体制で対応できるようにということで、しっかりと対応できるような準備を進めて、現在、体制として取り組んでおります。

○委員長（吉田敏郎）

井上委員。

○9番（井上三史）

別の質疑の関連質疑漏れということで質問させていただきます。

予算書は36、37ページ、庁用自動車整備事業費691万7,000円の中に、庁用自動車購入費450万円、庁用自動車購入費の件で、あと説明資料の42、43ページの担当のところを見ますと、総務と議会となっておりますので、議会というのが入っているということは、新しい庁用車を買った場合、議長が一番多く使うのかなと思うのですけれども、そこで事務局にお伺いいたしますけれども、町の議長として使う場合と県の当て職議長として使う場合があるのですけれども、この辺のすみ分けについてはどのように考えたらよろしいでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

議会事務局長。

○議会事務局長（小玉直樹）

それでは、私からお答えしたいと思います。

町の議長としてというのは、今年の6月から就任予定でございます。今年の6月からについてなのですけれども、これも議会の年間の予定では、ちょっとお話しさせてもらったのですけれども、大体今年度、平成30年度1年間で、開成町の議長として県の議長会に行く公務、また、県の議長会の会長として関東ですとか、全国に行く業務あわせて、特にすみ分けということは考えていないのですけれども、大体40回程度は、横浜市以外にも、東京都、その他、関東にも行く予定でございます。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

井上委員。

○9番（井上三史）

そうしますと、県の町村議会議長の事務局で、議長として使う交通費とか、そういうものは計上されていないのでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

議会事務局長。

○議会事務局長（小玉直樹）

神奈川県は、町村議長の会長職のそれぞれの会長になった市町村と県の議長会との内々の話の中では、それぞれの市町村の公用車を使った場合には市町村持ちと。また、例えば、新幹線ですとか、普通の電車等を使って、公共交通機関を使った場合は県の議長会で旅費等の負担を見ると、そういう内訳になってございます。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

井上委員。

○9番（井上三史）

それでは、今の答弁によりますと、横浜市までは新しい公用車で、横浜市以外のところは可能な限り交通手段を使えば、そちらで予算化はされているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

議会事務局長。

○議会事務局長（小玉直樹）

そのとおりでございます。ただ、基本的には、最寄りの駅から近いところですか、例えば、全国の町村議長会で、県外の行政視察に行くといったようなときには、その場、そのときによって、新幹線利用とかももちろんありますでしょうし、例えば、その最寄り駅までは、町公用車を使って行くケースもあると思います。まだ、正確な開催場所というのも、これも前にお話しさせてもらったと思うのですが、決まっていない日時、場所とかもありますので、その辺はその時、そのときに応じて対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。

石田委員。

○5番（石田史行）

5番、石田史行でございます。予算書35ページ、説明資料を42ページ、43ページの広報広聴費、広報公聴事業費の中でお話を伺いたと思います。

広報というより、広聴のところ、前年度の説明資料には、広聴事業として、まちづくり町民集会を開催すると、はっきり書いてありますが、今回、その部分がごっそり削除されているわけございまして、これはまちづくり町民集会、広聴事業としてやらないという方向、認識でよろしいのか。確認をさせていただきたいと思っております。

○委員長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それではお答えをさせていただきます。

先般、総合計画、後期基本計画の策定の中でもちょっと申しあげましたけれども、の策定にあたって、より多くの住民の皆様、また団体の皆様から意見等、要望等を聴く機会を積極的につくっていきこうと、そういう姿勢でおりますので、町民集会という形を枠組みとして、例年どおりとるかどうかというようなやり方の問題はありますけれども、広聴の機会としては、そういう機会を通じて、様々な形で実施していきこうと考えてございます。

○委員長（吉田敏郎）

石田委員。

○5番（石田史行）

はい、分かりました。次期総合計画の策定の関係の中で、町民の意見を積極的に聞いていく方向であるということで理解をいたしたところでございます。

町長の任期も、あと残すところ、私たち委員も含めて1年ということで、忙しい中ではありますけれども、町民の御意見を聞く場というのは、ぜひやっていただきたいなど。

例えば、今年なんかは、子育て世帯に限定をしてやるとか、されていますので、全地区を回ってやれと私は言いませんけれども、一方、町事業としてしっかりとやっていただきたいなというところはお願いしておきたいと思います。

もう一つ、ついでは何ですけれども、広報のところで、町ホームページ等のデジタル媒体による情報発信、これを行うということでございますけれども、これについて、新しい取り組みを何か考えていらっしゃるのか。お答えをいただきたい。私はたびたび御要望を申しあげて、スマホ対応のホームページの作成というのをお願いしているところでございますが、その辺の検討も進んでいるのかどうかも含めて、お答えをいただきたいなと思います。

○委員長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

我々も石田委員おっしゃるとおり、従来からお話をいただいておりますとおり、スマホ対応のホームページの必要性という認識は十分に感じております。

ただ、今の、これまでも申しあげたとおり、契約業者の中で、そこの対応ができないという状況がございますので、必要性は感じながらも、現在ではそこの環境整備に至っていないというところもございますので、そこは十分必要性は認識しておりますし、デジタル媒体ということで、特にホームページから必要な情報を住民の方が入手されるという手段が、ほぼ、スマートフォン経由でというようなことが大部分だと思いますので、そこの対応のホームページに変更していくと。作業については、十分に検討しながらという部分はありますけれども、できるだけ早期にできるような形で取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか、ほかに。

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

30、31ページの歳入の中の衛生費委託費保健衛生費委託金という項目でちょっとお聞きしたいのですけれども、これは何カ所か出てくるのですけれども、神奈川方式、俗に言う未病のことを言っているのだとは思いますが、そこら辺をもうちょっと詳細に、神奈川方式という部分の説明をいただきたいのと。

あと今回、前年はないメニューの中で、糖尿病の重症化を予防する目的で云々という説明がされたと思います。この事業委託費として歳入がされているのですが、当然、これは神奈川方式にのっとった中で、目標数値というものを定めた中で事業実施はすると思うのですが、ここについての、例えば、クリアしないときに、ペナルティがあるとか、そこら辺の、もしあるようでしたら、説明をいただきたいのと、一番聞きたいのは、神奈川方式というのは、どのような内容なのかということのを、ちょっと聞きたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

神奈川方式の保健指導モデルと申します。この平成29年度は、9月の補正予算でも予算をいただきまして、今年度から始めていく事業ですけれども、端的に申しまして、県のほうが主導をして、いわゆる特定検診とか、特定保健指導、こちらのデータに着目しまして、糖尿病のデータがあるわけですけれども、その数値が悪い方、ピックアップして、その方をお誘いして、生活習慣の重症化とか、あるいは合併症の予防に重点を置いて、自分で自発的に生活改善を促していくということにつながる指導のモデルのことを言うわけでございます。

対象者としては、国保へ入って、特定検診をやっている方から、糖尿病とかの生活習慣病の重症化のおそれがあるいわゆるハイリスクの方、この方をピックアップして、お誘いをすると。今年度の補正では、一応30人というようなことで、やらせていただいたのですが、実際には、50人ぐらい対象となったと。来年は、一応実施予定者としては、40名、今年からの継続が、45名ぐらいになろうかと思っておりますので、あわせて、85名ぐらいが対象になるのかなということでございます。

神奈川県としては、既年から平成25年度から全県的に広めていきたいということで先行して、いくつかの市町村をピックアップしてモデル事業を行ってきました。その中開成町もどうですかということで、今年度から始めまして、平成30年度も一応県との調整の上で引き続き行おうかということで、全て100%委託料という形で県から予算がきます。

実際に何をやるのかということ、来年度40人の方を何グループかに分けて、自分の体の状況とか、それをまず把握することから始めて、中では指導しながらグループで討議をしたり、自分たちの置かれている状況について勉強をしたり、そういうようなことをしながら、自分で改善をしていくというようなことを促すというような事業でございます。

したがって、質問にありました、特に目標はこの数値ということではなくて、一応40名を指導するということになりますし、それに達していないから、ペナルティがあるかということ、それはないということになります。

以上になります。

○委員長（吉田敏郎）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

以前から神奈川方式という言い方をしていたのですか。あまり記憶になくて、今回の予算で、神奈川方式というのが、嫌に目についたので、ちょっと前回のあれと違うのかなという部分でお聞きしたという部分があります。

それとあと、県からの委託費という形で、全面的に入ってくるという、要するにその裏返しには、人数制限はないという解釈で良いのか。そこら辺の確認と。あと再度確認は、国保が対象で良いのですよね。そこをよろしくお願いします。

○委員長（吉田敏郎）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

特に人数が制限されているわけではないのですが、神奈川方式、今年度の補正のときも、確か神奈川方式という言い方でお願いをしていたと思うのですが、かなりこの指導を行うには、マンパワーが必要になります。ですから、今現在、常勤の保健師全てフル活用した上に、あと栄養士もそうですけれども、非常勤の保健師、それから栄養士を事務職も含めてプラスで9人ぐらい雇用して、指導する場合にも、昔ながらの模造紙にこういろいろ書いていたりとか、かなり事前の準備が必要になりますので、これ以上増やすというのは、なかなか実際問題、人数を増やすというのは難しいのではないかと。一応40人でということになっています。対象としては、国保に入って、特定検診を受けている方ということになります。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

石田委員。

○5番（石田史行）

予算書81ページ、説明資料、70ページ、71ページの災害対策品の災害減災対策事業費の感震ブレーカー設置推進事業のことについてちょっと改めて伺いたいと

思います。

昨年度から始めて、4年間限定の事業ということで、今年今度新年度は2年目に入るということでございます。それで1年目は1,500台、新年度は1,000台を予定しているということで、普及を進めていくことはもちろんですが、その普及するにあたっての課題ですね。こういったものがあるのか、お示しをいただきたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

石田委員の御質問にお答えいたします。

感震ブレーカー推進事業、感震ブレーカーにつきまして、今年度から事業化させていただきまして、実施をさせていただいている状況でございます。

こちら、自治会との協働の中で実施をさせていただいております。推進をさせていただく中で、自治会の皆様から自治会の回覧を通じて、をさせていただく中で自治会の方への皆様から開始会の回覧を通じて周知をさせていただいているわけなのですが、関心を持っていただいて、例えば、組の中で回覧を回していただいた中で、回覧という形での周知でございます。町からも改めて全戸配付のお知らせ等を出しておりますけれども、なかなか世帯の中の、多くの世帯を対象にしたいというところではあるのですが、なかなか全ての世帯の方が気に留めていただくというのがなかなか難しいところもございますので、その辺の周知という部分、それから、なかなか一人で例えば、高齢者の方が一人でつけられない場合の対策として、例えば、自治会の中の防災部長等の方々が、こちらをお手伝いしていただくような、そのような体制等もつくっておりますので、そのあたり、一人はなかなかつけられない方の御指導とか、そういった部分も、また課題ではないかなと思います。

以上でございます。

○委員長（吉田敏郎）

石田委員。

○5番（石田史行）

ただいまいろいろと現状と課題を御説明いただきました。

2月20日の全協のときに御報告いただいた、2月20日時点の感震ブレーカーの設置推進事業の実施結果というのを見ていると、そのいわゆる商品は1個税込1,800円でございます。町補助金は、1個あたり町補助金は1個あたり1,300円で500円の残り費用負担方法につきまして、各自治会でばらつきがちょっとありまして、これを見ますと、残りの500円全額を自治会が負担しているところは、普及がかなり進んでいるのかなというところがございます。対応のばらつき感ですね。もちろんこれは自治会に強制するわけにもいきませんので、自治会との協働でという、先程課長からも御説明がありましたけれども、この辺のばらつきを、ある程度統一感を出していかなければいけないのかなと思うのですが、この辺、どのように考

えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

委員の御質問にお答えいたします。

先程、こちらの500円の自己負担分の扱いでございます。確かにおっしゃるとおり、500円を自治会が、全ての自治会員の方に普及させたいということの中で、自治会の中でお決めになったところでは、自治会費の中から出そうというところもございます。

逆に自治会持ってしまうと、個人負担がないと、個人個人が意識として、自分たちでつけたのだという事情という、そのような部分の中でつけるという、意識を、意識付けという部分で、やはり500円の負担は必要ではないかという、そういう御見解の自治会もございますので、町としては、普及率を図るという意味では、確かに500円という部分を自治会で御負担いただくほうが、形としては普及は進むのですけれども、それぞれの自治会のお考えがございますので、そのあたりについてはまた、来年度もこの事業を進めてまいるところでございますので、防災部長会議等々の中で1個相談させていただく中で、こちら辺の御趣旨についても、お話しさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（吉田敏郎）

石田委員。

○5番（石田史行）

終わります。

防災部長会議で、個の事業の推進のあり方について、いろいろ議論をしていただきたいと思います。普及が進む、どうなのでしょう。見ていますと、どうしても、500円を負担していただいている自治会では、あまり普及がどうも進んでいないのかなという傾向が見られますので、どちらにしろと私は言いませんけれども、できるだけ普及を進めていくためには、自己負担というものを減らしていくという方向で考えていかなければいけないかなというところもありますけれども、その辺は今後の課題として、普及の具合によって、どう対応していくべきかというところも出てくると思いますので、これは今後の課題として、今回投げさせていただきますので、ぜひ防災部長会議等で議論をしていただいて、良い方向に、とにかく普及を進めなければ、これは意味がありませんから、普及の具合によって、何らかの対応等を考えていただきたいと思います。と申しあげて、私の質問を終わります。

○委員長（吉田敏郎）

下山委員。

○7番（下山千津子）

7番、下山千津子でございます。本書では63ページ、説明書では61ページで、

犬猫の飼育マナー向上事業費として35万1,000円が計上してございます。

説明の中では、災害時のペット同行避難などに対応するための、犬のしつけ教室に要する経費ということで、今回初めて実施されるわけですが、その中で、通信運搬費が8万2,000円計上してございます。恐らくチラシの作成とかと想像するわけですが、その中身と内容を伺いたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは下山委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、通信運搬費につきましては、開成町は、犬の注射をするときに、皆さんに集合注射の案内の通知を行わせていただきます。その金額が、5万9,800円かかります。それ以外に、今度の注射をしていない方、その方々にも、10月頃に注射がしてないということで、督促の、まだ注射していませんよという督促の御案内をするのですけれども、その郵送料が2万1,600円かかりまして、両方あわせて8万2,000円の費用がかかるというようなことになってございます。

以上でございます。

○委員長（吉田敏郎）

下山委員。

○7番（下山千津子）

それでは、同行避難などに対応するためのPRとか、そういうのはどうなさるつもりでございますか、お聞きいたします。

○委員長（吉田敏郎）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは下山委員の御質問にお答えをさせていただきます。

犬のしつけ教室に対する、そういうPRなのでございますけれども、今年は初めて行うという形になりますので、まず最初に、各自治会の会長とか、その関係者の方々に説明会をさせていただきます。その中で犬のしつけ教室、それをやっても良いですよという自治会がありましたら、そこの自治会に出向いて実施をしていくというような形を今考えておりますので、広報とか、そういうところでも、そういう教室をやりますよという形で、お知らせはさせていただきますけれども、自治会を通して、そういう形で実施をしていきますので、それにつきましての予算は特になく考えております。

○委員長（吉田敏郎）

下山委員。

○7番（下山千津子）

ぜひ、犬猫は動物でありまして、飼い主にとりましては、家族同然のような今時代でありますので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

説明資料66、67ページ、河川維持費水路維持管理事業費についてお聞きしたいと思えます。ここでこの中では内容説明の中ではいろいろな内容のものをやるということで1,628万3,000円計上されているのですが、主にこの中では、1,000万円近く、河川補修工事費ということで、河川維持についての予算計上だということで理解しております。

その中で今後、河川管理を徹底して行っていただきたいというところで、特に説明では、河川の中ではしゅんせつ等の工事を行うということは、表記、また説明をもらっているところなのですが、雨水の調整池でのしゅんせつというのは、今回考えて、予算の中に考えていられるのかどうか、その1点、ちょっと聞きたいと思えます。

○委員長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えさせていただきます。雨水調整池におきます、堆積土というのですか。排水工事につきましては、毎年実施をしているところでございます。状況を見ながらというところでございまして。平成30年度につきましては、予算規模的に、それほど大きくないというところで、主要事業等には記載していないというところでございますけれども、もちろん安全な水路管理、そういった水害防止という観点では、きちんと調整池を管理していきたいというところで工事は予定しているところでございます。以上です。

○委員長（吉田敏郎）

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

調整池と言っても、いろいろな場所に、いろいろな流下の方式によってやる調整池があると思えます。恐らくこれはしゅんせつの計画は、順次やっているというのは、西口のところのポンプを使った調整池のこと言っているとは思いますが、あの自然流下等ある、調整池のところ、草が出て、体積がすごく、通常から水がたまっているということで、夏場の時期になると、ボウフラが湧いて、近所の人、あそこが蚊の発生源なのだよね。というような苦情もいただいているところなので、そこら辺は、コンクリートで覆っているところは、比較的分かりやすいのですが、何カ所か見ていると、そういうところが見受けられますので、そこら辺は維持管理、恐らくここでいう、調整池の176万3,000円では足りないのだろうなというところで、あえて質問はさせてもらったのですがそこら辺の維持管理等ものを、もう少しやっていてもらいたい。衛生面から、すると、ボウフラがわいてという部分は、

いかんせんまずいと思うので、そこら辺、対応をしていっていただきたいと願います。

○委員長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えをさせていただきます。

委員が御指摘の部分で言いますと、南部地区の付近で近年できた調整池のところかなと推測してございます。その付近につきましては、接続する河川の状況からして、なかなか水の搬出が完全にし切れないという状況等も影響しているかなと思っています。そういったところも含めて、状況を確認しつつ、数字の河川の管理ですとか、調整池内の堆積、耐水についても、できるだけ少なくしていくと、洪水時にそういった調整機能が発揮できるような形の中で、維持管理のほうは勧めていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

説明資料、82、83ページの災害復旧費ということで、これは勘定科目、項目設定のみの設定なのですが、今回の予算かどうか分からないのですけれども、小災害復旧費等、道水路災害復旧費ということで、この二つの項目の事業名として項目設定がされているところですが、ここら辺のすみ分けというのですか。どういう状況のときに、この災害復旧を予算立てした中で考えているのかという、分けた内容ですよね。理由的なものをちょっとお聞きしたい。

○委員長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

それでは、委員の御質問にお答えいたします。

小災害復旧費につきまして、まずこちら、台風等、例えば、災害等起きた場合に、例えば風等で、農業用フェンスが被害に遭ったとか、そういったケースのとき、例えば、台風災害によつての被害に対しての、こちらの防災といいますか、こちらの環境防災のほうでも予算立てをさせていただいておりますけれども、そういった中で台風災害ですとか、そういった対策基本法とか、その辺のものにはかかわらないのかもしれないけれども、そのあたりの中での災害についての費用というところでのものはこちらは入っているかと思えます。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

いずれにしろ、意味があって、分けてはあるのだと思うのですけれども、今回、税務窓口課でも、戸籍と住民票と印鑑証明の統合とか、そういうのもされている中で、より良いシステムにしていけば良いのかなということで、あえてこれに異論を申しているわけではなくて、良い作業ができるような形の振り分けをしていただきたいなというところで、特に指摘とか、そういうのがあって、質問したのではなくて、どういう意味があるのかなということで、単純に聞いていただけなので、意味がなければ、さらっと流しておいてもらえれば良いのかなと思います。

○委員長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

危機管理担当課長、渡邊でございます。

すみません。台風等の災害と申しあげましたが、応急的な復旧ということで、早期の復旧という部分での応急的な部分での復旧費ということで、詳細な復旧費、こちらの防災関係は入れさせていただいているような状況でございます。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

山田委員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

80ページ、81ページ、青少年健全育成推進事業費ということで、370万円予算がとられております。ここの説明では、北海道幕別町との青少年交流事業を実施するというので、これずっと続いている事業で、続けていくべきではないのかなという、また議会についても、今年度幕別町の方まで視察に行ったということで、交流を図っているところなのですが、これは予算の編成をする前にオリンピックはなかったもので、なかなか事業というものは難しいと思うのですが、この後も町長のこないだの挨拶の中で、オリンピックの高木選手、スピードスケート選手が、幕別町でメダルをとったというような状況の中で、これを単なる青少年健全育成推進事業にとどめるのではなくて、この下段にあるスポーツ推進事業、ここら辺の連携なども図った中で、これはあくまでも予算を組むときには、まさかメダルをとると思わないから、予算編成はしていないとは思いますが、そこら辺も加味した中で、連携、推進事業という、幕別町との交流というのは、生かしていくべきなのかなと思いますので、そこら辺、平成30年度内にできるようだったら、補正対応とか、そういうので、ちょっとスポーツの、ここら辺は氷がないですから、雪もないですから、トレーニングという部分で呼べて、事業を起こせれば良いのかなという考えもありますので、そこら辺を仕掛けてもらいたいというところで、予算以外になりましたけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田敏郎）

答えはよろしいですね。

ほかに質疑はございませんね。ありませんか。

（「なし」という者多数）

○委員長（吉田敏郎）

では以上で議案第19号 平成30年度開成町一般会計予算について、質疑を終了といたします。

本日はここまでとします。

明日の15日は午前9時から国民健康保険特別会計予算の質疑から行います。

これにて本日の予算特別委員会は散会します。お疲れさまでした。

午後2時42分 散会